

平成24年度税制改正（地方税）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	12	府省庁名： 経済産業省	
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 <u>その他(軽油引取税)</u>		
要望項目名	軽油引取税の課税免税の特例（ゴルフ場の芝刈り機等）		
要望内容 (概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） ゴルフ場において専ら当該ゴルフ場の整備のために使用する芝生を刈り込むための装置を備えた機械（ロータリーモア及びリールモア）、刈り込んだ芝生を回収するための装置を備えた機械（乗用スイーパー）又は芝生の育成管理用の土若しくは砂を散布する装置を備えた機械（乗用目土散布車）の用途に供される軽油について、1klにつき32,100円（32.1円/l）の課税免除。 ※道路運送車両法第4条の規定による登録を受けているものを除く。</p> <p>・特例措置の内容 上記の用途に供される軽油引取税を非課税とする措置を3年間延長する。</p>		
関係条文	<p>地方税法附則第12条の2の7第1項第5号 地方税法施行令第10条の2の2第6項</p>		
減収見込額	(初年度) - (▲86) (平年度) - (▲90) (単位：百万円)		
要望理由	<p>(1) 政策目的 ゴルフ場自らが有する①地域経済を活性化する機能（雇用の維持・確保、周辺に立地する産業への波及効果等）、②災害時の復旧活動等の拠点としての機能など公共財的機能を引き続き維持すること。</p> <p>(2) 施策の必要性 全国に2400強存在するゴルフ場の半数以上は赤字経営にあると言われていたが、現下の社会経済情勢においても、ゴルフ場が有する雇用面、地域経済の活性化、防災面など公共財的機能の維持・確保は重要であり、芝刈り、芝生の調整及びコース整備・補修管理等、ゴルフ場の事業運営に最低限必要な環境整備支援を通じて、経営安定を図りながらゴルフ場が有する公的機能を引き続き発揮させる必要がある。</p>		
本要望に対応する縮減案	-		
ページ		12-1	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	4. 取引・経営の安心
	政策の達成目標	政策目的に掲げる、ゴルフ場が有する公共財的機能を継続して提供すること。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間。
	同上の期間中の達成目標	軽油引取税の課税免除措置により、ゴルフ場の経営安定と雇用の確保を図る。
	政策目標の達成状況	①地域経済を活性化させる機能（雇用の創出・確保：全国のゴルフ場の就業者数（約14万人）） ②災害時の復旧活動等の拠点としての機能（東日本大震災で被災者の受入れや食事、飲料、お風呂等を提供したゴルフ場は38箇所。駐車場が広いことから自衛隊の救援活動の拠点としてヘリポートとして利用されたゴルフ場も存在する。）
有効性	要望の措置の適用見込み	平成18年度：351事業所 平成19年度：347事業所 平成20年度：381事業所 平成21年度：405事業所 （以上、実績値） 平成24年度：423事業所 平成25年度：429事業所 平成26年度：436事業所 （以上、見込）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	ゴルフ場が他の産業と大きく異なるのは、芝刈り、芝の調整及びコース整備・補修管理等に係る最低限の支援を通じて、ゴルフ場利用者のみならず、地域社会に対する公益の還元等、公共財的機能を有している点にある。具体的には、災害時や緊急時にゴルフ場が地域住民の避難場所として提供される他、雇用の創出・確保や周辺に立地する産業への波及効果など、地域経済を活性化させる機能を有している。 また、ゴルフ場の大半は中小企業であるほか、赤字経営にあると言われ、仮に免税措置が延長されなかった場合には、コストの増加により、その厳しい経営環境からゴルフ場の破綻を誘発させ、雇用を喪失させる恐れがある。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	ゴルフ場に特化した他の支援措置はなく、ゴルフ場が安定した経営の下に地域の雇用を創出・確保する機能、災害時の復旧活動等の拠点としての機能など公共財的機能を引き続き担うためにも、本免税措置は必要。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	芝刈り、芝の調整及びコース整備・補修管理等は、ゴルフ場事業を最低限維持するためには欠かせず、これら整備に直接使用する芝刈り機等の燃料である軽油に免税措置を適用することは、ゴルフ場に対する他の支援措置がない中において、1ゴルフ場あたりの免税額は比較的小さいものの、ゴルフ場の経営安定化に不可欠である。地域住民等に対してゴルフ場が果たす公共財的としての役割は大きいものがあり、本免税措置は妥当。
ページ		12—2

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成16年度：57百万円（適用ゴルフ場数：379） 平成17年度：55百万円（適用ゴルフ場数：351） 平成18年度：60百万円（適用ゴルフ場数：351） 平成19年度：60百万円（適用ゴルフ場数：347） 平成20年度：69百万円（適用ゴルフ場数：381） 平成21年度：73百万円（適用ゴルフ場数：405）</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>本免税措置により、ゴルフ場が経営の安定を図りながら、雇用面（ゴルフ場就業者数：約14万人）等地域経済の下支え役を担っているほか、災害時や緊急時の避難場所として利用（東日本大震災時には、38箇所のゴルフ場が利用された）されている。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成13年度（創設） ※課税免除対象用途は、「ゴルフ場のコース整備に使用する機器」。 ● 平成21年度税制改正により軽油引取税は目的税（道路特定財源）から普通税に改められたことにより、用途制限が廃止。課税免除措置については、3年間（平成21年度～平成23年度末）存続。
<p>ページ</p>	<p>12—3</p>